

OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
TARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
RUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
CITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
TYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
YCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
COUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
NCIL OTARUCITYCOUNCIL
ILO TARUCITYCOUNCIL
OTARUCITYCOUNCIL
TARUCITYCOUNCIL
RUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL
CITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL
TYCOUNCIL
YCOUNCIL
COUNCIL
NCIL
ILO TARUCITYCOUNCIL

令和5年
小樽市議会

第1回定例会議案

令和 5 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 1 号

令和 5 年度小樽市一般会計予算

令和 5 年度小樽市の一般会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 5 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 2 号

令和 5 年度小樽市港湾整備事業特別会計予算

令和 5 年度小樽市の港湾整備事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 5 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 3 号

令和 5 年度小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算

令和 5 年度小樽市の水産物卸売市場事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 2 1 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 5 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 4 号

令和 5 年度小樽市国民健康保険事業特別会計予算

令和 5 年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出
する。

令和 5 年 2 月 2 1 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 5 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 5 号

令和 5 年度小樽市住宅事業特別会計予算

令和 5 年度小樽市の住宅事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 5 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 6 号

令和 5 年度小樽市介護保険事業特別会計予算

令和 5 年度小樽市の介護保険事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 5 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 7 号

令和 5 年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和 5 年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 5 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 8 号

令和 5 年度小樽市病院事業会計予算

令和 5 年度小樽市病院事業会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 5 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 9 号

令和 5 年度小樽市水道事業会計予算

令和 5 年度小樽市水道事業会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 5 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 1 0 号

令和 5 年度小樽市下水道事業会計予算

令和 5 年度小樽市下水道事業会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 5 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 1 1 号

令和 5 年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算

令和 5 年度小樽市産業廃棄物等処分事業会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 2 1 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 5 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 1 2 号

令和 5 年度小樽市簡易水道事業会計予算

令和 5 年度小樽市簡易水道事業会計の予算を、別冊のとおり提出する。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 4 年度小樽市一般会計補正予算

令和 4 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 430,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 66,305,915 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(市債の補正)

第 3 条 市債の変更は、「第 3 表 市債補正」による。

令和 5 年 2 月 2 1 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
21 繰 入 金		千円 1,519,962	千円 280,000	千円 1,799,962
	2 基金繰入金	1,511,611	280,000	1,791,611
24 市 債		3,979,976	150,000	4,129,976
	1 市 債	3,979,976	150,000	4,129,976
歳 入 合 計		65,875,915	430,000	66,305,915

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土 木 費		千円 5,818,021	千円 430,000	千円 6,248,021
	2 道路橋りょう費	3,024,449	280,000	3,304,449
	6 港 湾 費	1,607,390	150,000	1,757,390
歳 出 合 計		65,875,915	430,000	66,305,915

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
土木費	港湾費	国直轄工事費負担金 (第3号ふ頭岸壁改良 事業費)	千円 150,000

第3表 市債補正

(変更)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
港湾事業費	千円 801,100	千円 951,100

令和 4 年度小樽市一般会計補正予算

令和 4 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 576,795 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 65,729,120 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(繰越明許費の補正)

第 3 条 繰越明許費の変更は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

(市債の補正)

第 4 条 市債の追加及び変更は、「第 4 表 市債補正」による。

令和 5 年 2 月 2 1 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		千円 13,815,300	千円 242,600	千円 14,057,900
	1 市 民 税	5,124,000	184,000	5,308,000
	2 固 定 資 産 税	6,519,300	△ 70,700	6,448,600
	3 軽 自 動 車 税	219,300	△ 2,300	217,000
	4 た ば こ 税	841,200	116,100	957,300
	5 特別土地保有税	1,000	2,200	3,200
	6 入 湯 税	26,800	20,100	46,900
	7 都 市 計 画 税	1,083,700	△ 6,800	1,076,900
2 地 方 譲 与 税		327,001	△ 4,000	323,001
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	218,000	△ 4,000	214,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		237,000	△ 21,000	216,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	237,000	△ 21,000	216,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		2,986,000	△ 147,000	2,839,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,986,000	△ 147,000	2,839,000
12 地 方 特 例 交 付 金		61,711	347	62,058
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	—	347	347

13 地方交付税		15,665,021	321,901	15,986,922
	1 地方交付税	15,665,021	321,901	15,986,922
16 使用料及び手数料		911,177	1,336	912,513
	1 使用料	543,759	1,336	545,095
17 国庫支出金		16,734,317	△ 475,851	16,258,466
	1 国庫負担金	10,951,401	△ 353,127	10,598,274
	2 国庫補助金	5,754,276	△ 122,724	5,631,552
18 道支出金		4,598,301	24,463	4,622,764
	1 道負担金	3,039,990	16,182	3,056,172
	2 道補助金	1,324,168	8,281	1,332,449
20 寄附金		908,315	19,845	928,160
	1 寄附金	908,315	19,845	928,160
21 繰入金		1,799,962	△ 567,852	1,232,110
	1 特別会計繰入金	8,351	77	8,428
	2 基金繰入金	1,791,611	△ 567,929	1,223,682
23 諸収入		2,022,325	△ 2,906	2,019,419
	4 雑収入	418,413	△ 2,906	415,507
24 市債		4,129,976	31,322	4,161,298
	1 市債	4,129,976	31,322	4,161,298
歳入合計		66,305,915	△ 576,795	65,729,120

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		3,942,532	92,711	4,035,243
	1 総 務 管 理 費	3,590,357	103,944	3,694,301
	4 選 挙 費	141,398	△ 11,233	130,165
3 民 生 費		27,780,263	△ 283,699	27,496,564
	1 社 会 福 祉 費	14,575,510	△ 15,893	14,559,617
	2 児 童 福 祉 費	5,899,915	△ 191,576	5,708,339
	3 生 活 保 護 費	7,034,212	△ 76,230	6,957,982
4 衛 生 費		7,504,571	△ 234,220	7,270,351
	1 保 健 衛 生 費	2,165,924	12,402	2,178,326
	2 保 健 所 費	3,456,541	△ 245,605	3,210,936
	3 清 掃 費	1,882,106	△ 1,017	1,881,089
7 商 工 費		2,871,121	688	2,871,809
	1 商 工 費	2,871,121	688	2,871,809
8 土 木 費		6,248,021	△ 35,695	6,212,326
	6 港 湾 費	1,757,390	△ 35,695	1,721,695
10 教 育 費		2,933,513	14,420	2,947,933
	1 教 育 総 務 費	114,346	10,420	124,766

	5 社会教育費	493,792	4,000	497,792
13 職員給与費		8,311,487	△ 131,000	8,180,487
	1 職員給与費	8,311,487	△ 131,000	8,180,487
歳 出 合 計		66,305,915	△ 576,795	65,729,120

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
民生費	社会福祉費	介護サービス提供基盤等整備事業費交付金	千円 48,702
土木費	道路橋りょう費	臨時市道整備事業費	77,646
		橋りょう長寿命化事業費	23,600
	港湾費	第3号ふ頭及び周辺再開発事業費 (クルーズターミナル整備事業費)	31,800

第3表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
衛生費	保健衛生費	出産・子育て応援事業費	千円 44,174	千円 46,568

第4表 市債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
減収補填債	千円 78,972	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	<p>1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。</p> <p>2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。</p> <p>3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。</p> <p>4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。</p>

(変更)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
	千円	千円
新幹線整備事業費	24,900	27,729
鉄道駅整備事業費	1,800	2,500
過疎地域持続的発展特別事業費	200,800	202,900
民間保育施設等整備支援事業費	138,500	87,600
環境衛生施設整備事業費	3,300	4,500
事業内職業訓練センター施設整備事業費	13,500	17,871

道路新設改良事業費	523,400	528,100
都市計画事業費	17,700	19,750
港湾事業費	951,100	936,400

令和 4 年度小樽市国民健康保険事業特別会計補正予算

令和 4 年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 29,581 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 13,925,500 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 国民健康保険料		1,675,557	△ 10,818	1,664,739
	1 国民健康保険料	1,675,557	△ 10,818	1,664,739
2 道 支 出 金		10,763,733	10,300	10,774,033
	1 道 補 助 金	10,763,733	10,300	10,774,033
4 繰 入 金		1,263,488	30,099	1,293,587
	1 一般会計繰入金	1,120,090	30,099	1,150,189
歳 入 合 計		13,895,919	29,581	13,925,500

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
5 基金積立金		184,409	29,213	213,622
	1 基金積立金	184,409	29,213	213,622
6 諸 支 出 金		37,945	368	38,313
	2 返 還 金	30,445	368	30,813
歳 出 合 計		13,895,919	29,581	13,925,500

令和 4 年度小樽市住宅事業特別会計補正予算

令和 4 年度小樽市の住宅事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 88,649 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 896,420 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(市債の補正)

第 3 条 市債の変更は、「第 3 表 市債補正」による。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金		千円 113,130	千円 44,349	千円 157,479
	1 国庫補助金	113,130	44,349	157,479
7 市 債		135,800	44,300	180,100
	1 市 債	135,800	44,300	180,100
歳 入 合 計		807,771	88,649	896,420

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 住宅事業費		千円 518,731	千円 88,572	千円 607,303
	2 住宅建築費	3,483	88,572	92,055
3 諸支出金		8,351	77	8,428
	1 繰 出 金	8,351	77	8,428
歳 出 合 計		807,771	88,649	896,420

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
住宅事業費	住宅建築費	公営住宅建替事業費	千円 88,572

第3表 市債補正

(変更)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
市営住宅整備事業費	千円 135,800	千円 180,100

令和 4 年度小樽市介護保険事業特別会計補正予算

令和 4 年度小樽市の介護保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 57,052 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15,818,025 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 国庫支出金		千円 3,940,161	千円 57,052	千円 3,997,213
	2 国庫補助金	1,289,169	57,052	1,346,221
歳 入 合 計		15,760,973	57,052	15,818,025

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		千円 199,516	千円 57,052	千円 256,568
	1 基金積立金	199,516	57,052	256,568
歳 出 合 計		15,760,973	57,052	15,818,025

令和 4 年度小樽市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

令和 4 年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 16,301 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,351,734 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰 入 金		千円 688,736	千円 △ 16,301	千円 672,435
	1 一般会計繰入金	688,736	△ 16,301	672,435
歳 入 合 計		2,368,035	△ 16,301	2,351,734

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		千円 2,245,301	千円 △ 16,301	千円 2,229,000
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	2,245,301	△ 16,301	2,229,000
歳 出 合 計		2,368,035	△ 16,301	2,351,734

令和 4 年度小樽市病院事業会計補正予算

第 1 条 令和 4 年度小樽市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 4 年度小樽市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(2) 年間入院患者数	114,975 人
(3) 年間外来患者数	218,700 人
(4) 一日平均入院患者数	315 人
(5) 一日平均外来患者数	900 人

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第 1 款 病院事業収益	11,805,394 千円	－千円	11,805,394 千円
第 1 項 医業収益	11,012,513 千円	△600,000 千円	10,412,513 千円
第 2 項 医業外収益	689,107 千円	600,000 千円	1,289,107 千円

令和 5 年 2 月 21 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市子ども・子育て会議条例及び小樽市児童福祉施設条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 1 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市子ども・子育て会議条例及び小樽市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

(小樽市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第 1 条 小樽市子ども・子育て会議条例（平成 2 5 年小樽市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 7 7 条第 1 項」を「第 7 2 条第 1 項」に改める。

(小樽市児童福祉施設条例の一部改正)

第 2 条 小樽市児童福祉施設条例（昭和 5 7 年小樽市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「厚生労働大臣の」を「こども家庭庁長官が」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、こども家庭庁設置法の施行及び子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正を行うためであります。

小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 1 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例（令和 4 年小樽市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項の改正規定を次のように改める。

附則第 4 項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、特別職の期末手当の支給割合に係る独自削減措置を廃止するためであります。

小樽市職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 1 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市職員給与条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
小樽市職員給与条例の一部を改正する条例（令和 4 年小樽市条例第 3 3 号）
の一部を次のように改正する。

附則第 4 条第 1 項中「附則第 3 3 項及び第 3 4 項」を「付則第 3 3 項」に改
める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、定年の引上げに伴う暫定再任用短時間勤務職員の
待遇改善を図る目的で、その勤勉手当を支給するためであります。

小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 1 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 2 年小樽市
条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 号を次のように改める。

別表第1号（第3条関係）

会計年度任用職員行政職給料表

職務の級 号 俸	1 級	2 級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	150,100	198,500
2	151,200	200,300
3	152,400	202,100
4	153,500	203,900
5	154,600	205,400
6	155,700	207,200
7	156,800	209,000
8	157,900	210,800
9	158,900	212,400
10	160,300	214,200
11	161,600	216,000
12	162,900	217,800
13	164,100	219,200
14	165,600	221,000
15	167,100	222,700
16	168,700	224,500
17	169,800	226,100
18	171,200	227,800
19	172,600	229,400
20	174,000	230,900
21	175,300	232,200
22	177,800	233,800
23	180,300	235,400
24	182,800	236,900
25	185,200	237,900
26	186,900	239,400
27	188,500	240,700
28	190,200	241,900
29	191,700	243,100
30	193,400	244,100
31	195,200	245,100
32	196,900	246,100
33	198,500	247,200

34	199,900	248,100
35	201,400	249,000
36	202,900	250,000
37	204,200	250,900
38	205,500	252,200
39	206,700	253,400
40	208,000	254,700
41	209,300	256,000
42	210,600	257,400
43	211,900	258,600
44	213,200	259,800
45	214,300	260,900
46	215,600	262,100
47	216,900	263,400
48	218,200	264,500
49	219,200	265,600
50	220,300	266,600
51	221,300	267,800
52	222,300	268,900
53	223,300	269,900
54	224,200	270,900
55	225,100	272,000
56	226,000	273,100
57	226,300	274,000
58	227,100	275,000
59	227,800	275,900
60	228,500	277,000
61	229,200	278,100
62	230,000	279,100
63	230,700	280,000
64	231,300	281,000
65	231,900	281,500
66	232,500	282,400
67	233,100	283,100
68	233,800	284,000
69	234,500	285,000
70	235,100	285,800
71	235,600	286,600
72	236,300	287,400

73	237,000	288,200
74	237,600	288,700
75	238,200	289,100
76	238,700	289,600
77	239,300	289,800
78	240,000	290,100
79	240,700	290,300
80	241,200	290,700
81	241,700	290,900
82	242,300	291,100
83	242,900	291,500
84	243,400	291,800
85	243,900	292,100
86	244,500	292,400
87	245,100	292,700
88	245,600	293,100
89	246,100	293,400
90	246,600	293,800
91	246,900	294,100
92	247,300	294,500
93	247,600	294,700
94		294,900
95		295,200
96		295,600
97		295,800
98		296,100
99		296,500
100		296,900
101		297,100
102		297,400
103		297,800
104		298,100
105		298,300
106		298,600
107		299,000
108		299,300
109		299,500
110		299,900

111		300,300
112		300,600
113		300,800
114		301,000
115		301,300
116		301,700
117		301,900
118		302,100
119		302,400
120		302,700
121		303,100
122		303,300
123		303,600
124		303,900
125		304,200

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、正規職員の給料月額の上上げに準じ、会計年度任用職員の給料月額を引き上げるためであります。

小樽市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 1 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例

小樽市ふるさと応援基金条例（平成 2 8 年小樽市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「市長が別に定める用途に充てることを目的として寄せられた」を「、本市を応援するために寄附された」に改める。

第 2 条中「ふるさと応援寄附金は」の次に「、次に掲げる寄附金ごとに」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 3 7 条の 2 第 1 項及び第 3 1 4 条の 7 第 1 項の規定による寄附金税額控除の対象となる寄附金（市長が別に定める用途に充てることを目的として寄附されたものに限る。）
- (2) 地域再生法（平成 1 7 年法律第 2 4 号）第 1 3 条の 2 に規定する寄附として受けた寄附金

第 4 条中「運用し、又は歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて」を削る。

第 6 条を次のように改める。

（処分）

第 6 条 基金は、第 2 条第 1 号の寄附金にあつては市長が別に定める事業の費用に充てる場合に限り、同条第 2 号の寄附金にあつては地域再生法第 5 条第

15項の認定を受けた本市の地域再生計画に定めるまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、企業版ふるさと納税に係る寄附金をふるさと応援基金として積み立てるとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 1 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市手数料条例の一部を改正する条例

小樽市手数料条例（昭和 2 6 年小樽市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 0 8 号中「第 8 5 条第 5 項」を「第 8 5 条第 6 項」に改め、同表第 1 0 8 号の 2 中「第 8 5 条第 6 項」を「第 8 5 条第 7 項」に改め、同表第 1 1 3 号の 5 中「第 8 7 条の 3 第 5 項」を「第 8 7 条の 3 第 6 項」に改め、同表第 1 1 3 号の 6 中「第 8 7 条の 3 第 6 項」を「第 8 7 条の 3 第 7 項」に改め、同表第 1 1 8 号中「、第 6 3 条第 3 項第 6 号若しくは第 6 8 条の 6 9 第 3 項第 6 号」を「若しくは第 6 3 条第 3 項第 6 号」に改め、同表第 1 1 9 号中「、第 6 3 条第 3 項第 7 号ロ若しくは第 6 8 条の 6 9 第 3 項第 7 号ロ」を「若しくは第 6 3 条第 3 項第 7 号ロ」に改め、同表第 1 2 0 号中「、第 6 3 条第 3 項第 7 号イ又は第 6 8 条の 6 9 第 3 項第 7 号イ」を「又は第 6 3 条第 3 項第 7 号イ」に改め、同表第 1 2 1 号中「「平成 1 0 年改正措置法」を「「平成 1 0 年改正措置法」」に、「よることとされる旧租税特別措置法」を「よることとされる平成 1 0 年改正措置法第 1 条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「旧租税特別措置法」という。）」に改め、同表第 1 2 2 号の 7 ア及びイを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅又は

複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。（イ）において同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査（以下この号、次号及び第122号の11から第122号の13までにおいて「評価機関審査」という。）を受けた場合にあつては、7,000円）

(ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 36,000円

(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この号から第122号の13までにおいて「基準省令」という。）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認

定を申請する場合

19,000円

イ 共同住宅等（共同住宅、長屋、その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号、次号、第122号の11及び第122号の12において同じ。）の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下イ及びウにおいて同じ。）の住宅部分の認定を申請する場合（ウに掲げる場合を除く。）

当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、(ア)に定める金額）

(ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 71,000円

(評価機関審査を受けた場合にあっては、11,000円)

- b 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの 99,000円
(評価機関審査を受けた場合にあっては、18,000円)
- c 住宅の戸数が11戸以上25戸以内のもの 139,000円
(評価機関審査を受けた場合にあっては、29,000円)
- d 住宅の戸数が26戸以上50戸以内のもの 199,000円
(評価機関審査を受けた場合にあっては、47,000円)
- e 住宅の戸数が51戸以上100戸以内のもの 284,000円
(評価機関審査を受けた場合にあっては、82,000円)
- f 住宅の戸数が101戸以上200戸以内のもの 384,000円
(評価機関審査を受けた場合にあっては、129,000円)

円)

g 住宅の戸数が20
1戸以上300戸以内
のもの 503,000
円 (評価機関審査
を受けた場合に
あつては、163,000
円)

h 住宅の戸数が30
1戸以上のもの 5
90,000円 (評価機
関審査を受けた場
合にあつては、17
4,000円)

(イ) 次に掲げる当該申
請の対象である共同
住宅等の住戸以外又
は複合建築物の住宅
部分の住戸以外の床
面積の合計の区分に
応じ、それぞれ次に
定める金額

a 床面積の合計が
300平方メートル
以内のもの 111,
000円 (評価機関審
査を受けた場合に
あつては、11,000
円)

b 床面積の合計が
300平方メートル
を超え2,000平方
メートル以内のも
の 183,000円 (評

価機関審査を受けた場合にあっては、29,000円)

c 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 283,000円
(評価機関審査を受けた場合にあっては、82,000円)

d 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの
363,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、129,000円)

別表第122号の7ウ中「一の」を削り、「を単位として」を「又は複合建築物の非住宅部分の」に改め、同号ウ(ア)中「の建築物」の次に「又は複合建築物の非住宅部分」を加え、同号ウ(ア)a中「、この号」を「この号」に改め、同号ウ(イ)中「次号のエ(イ)」を「次号オ(イ)」に改め、「の建築物」の次に「又は複合建築物の非住宅部分」を加え、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共

同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、(ア)に定める金額）

(ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 35,000円
（評価機関審査を受けた場合にあつては、11,000円）

b 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの 50,000円
（評価機関審査を受けた場合にあつては、18,000円）

c 住宅の戸数が11戸以上25戸以内のもの 70,000円
（評価機関審査を受けた場合にあつては、29,000円）

d 住宅の戸数が26戸以上50戸以内のもの

もの 105,000円
(評価機関審査を受けた場合にあっては、47,000円)

e 住宅の戸数が51戸以上100戸以内のもの 158,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、82,000円)

f 住宅の戸数が101戸以上200戸以内のもの 225,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、129,000円)

g 住宅の戸数が201戸以上300戸以内のもの 290,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、163,000円)

h 住宅の戸数が301戸以上のもの 330,000円 (評価機関審査を受けた場合にあっては、174,000円)

(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又

は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 50,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、11,000円）
- b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 85,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、29,000円）
- c 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 157,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、82,000円）
- d 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 215,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、12

9,000円)

別表第122号の7注記1を削り、同号注記2中「住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として」を「複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。)の全体の」に改め、「それぞれの部分につき」を削り、「ウ」を「エ」に改め、同号注記2を同号注記1とし、同号注記3中「共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として」を「複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。)の全体の」に改め、「それぞれの部分につき」を削り、「ウ」を「エ又はウ及びエ」に改め、同号中注記3を注記2とし、注記4を削り、注記5を注記3とし、同表第122号の8ア中「1戸又は」を削り、同号イ及びウを次のように改める。

イ 一戸建ての住宅又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。(イ)において同じ。)の住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(評価機関審査を受けた場合にあつては、7,000円)

(ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 21,000円

(イ) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請

する場合 13,000円

- ウ 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下ウ及びエにおいて同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合（エに掲げる場合を除く。）当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、(ア)に定める金額）
- (ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- a 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 41,000円
（評価機関審査を受けた場合にあつては、11,000円）
 - b 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの 59,000円
（評価機関審査を

受けた場合にあっては、18,000円)

c 住宅の戸数が11戸以上25戸以内のもの 84,000円
(評価機関審査を受けた場合にあっては、29,000円)

d 住宅の戸数が26戸以上50戸以内のもの 123,000円
(評価機関審査を受けた場合にあっては、47,000円)

e 住宅の戸数が51戸以上100戸以内のもの 183,000円
(評価機関審査を受けた場合にあっては、82,000円)

f 住宅の戸数が101戸以上200戸以内のもの 257,000円
(評価機関審査を受けた場合にあっては、129,000円)

g 住宅の戸数が201戸以上300戸以内のもの 333,000円
(評価機関審査を受けた場合にあっては、163,000円)

円)

h 住宅の戸数が30
1戸以上のもの 3
82,000円(評価機
関審査を受けた場
合にあっては、17
4,000円)

(イ) 次に掲げる当該申
請の対象である共同
住宅等の住戸以外又
は複合建築物の住宅
部分の住戸以外の床
面積の合計の区分に
応じ、それぞれ次に
定める金額

a 床面積の合計が3
00平方メートル以
内のもの 61,000
円(評価機関審査
を受けた場合に
あっては、11,000
円)

b 床面積の合計が3
00平方メートルを
超え2,000平方
メートル以内のも
の 106,000円(評
価機関審査を受け
た場合にあって
は、29,000円)

c 床面積の合計が
2,000平方メート
ルを超え5,000平
方メートル以内の

もの 183,000円

(評価機関審査を受けた場合にあっては、82,000円)

- d 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの
246,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、129,000円)

別表第122号の8エ中「一の」を削り、「を単位として」を「又は複合建築物の非住宅部分の」に改め、同号エ(ア)及び(イ)中「の建築物」の次に「又は複合建築物の非住宅部分」を加え、同号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

- エ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、(ア)に定める金額)
- (ア) 次に掲げる当該申

請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 住宅の戸数が2戸以上5戸以内のもの 23,000円
(評価機関審査を受けた場合にあっては、11,000円)
- b 住宅の戸数が6戸以上10戸以内のもの 34,000円
(評価機関審査を受けた場合にあっては、18,000円)
- c 住宅の戸数が11戸以上25戸以内のもの 50,000円
(評価機関審査を受けた場合にあっては、29,000円)
- d 住宅の戸数が26戸以上50戸以内のもの 76,000円
(評価機関審査を受けた場合にあっては、47,000円)
- e 住宅の戸数が51戸以上100戸以内のもの 120,000円
(評価機関審査を受けた場合に

あつては、82,000
円)

f 住宅の戸数が10
1戸以上200戸以内
のもの 177,000
円 (評価機関審査
を受けた場合に
あつては、129,000
円)

g 住宅の戸数が20
1戸以上300戸以内
のもの 227,000
円 (評価機関審査
を受けた場合に
あつては、163,000
円)

h 住宅の戸数が30
1戸以上のもの 2
52,000円 (評価機
関審査を受けた場
合にあつては、17
4,000円)

(イ) 次に掲げる当該申
請の対象である共同
住宅等の住戸以外又
は複合建築物の住宅
部分の住戸以外の床
面積の合計の区分に
応じ、それぞれ次に
定める金額

a 床面積の合計が3
00平方メートル以
内のもの 30,000
円 (評価機関審査

を受けた場合に
あつては、11,000
円)

b 床面積の合計が3
00平方メートルを
超え2,000平方
メートル以内のも
の 57,000円(評
価機関審査を受け
た場合にあつて
は、29,000円)

c 床面積の合計が
2,000平方メー
トルを超え5,000平
方メートル以内の
もの 120,000円
(評価機関審査を
受けた場合にあつ
ては、82,000円)

d 床面積の合計が
5,000平方メー
トルを超えるもの
172,000円(評価機
関審査を受けた場
合にあつては、12
9,000円)

別表第122号の8注記1を削り、同号注記2中「住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定」を「複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。)の全体の変更認定」に改め、「それぞれの部分につき」を削り、「エ」を「オ」に改め、同号注記2を同号注記1とし、同号注記3中「共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として認定」

を「複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の全体の変更認定」に改め、「それぞれの部分につき」を削り、「エ」を「オ又はエ及びオ」に改め、同号中注記3を注記2とし、注記4を削り、注記5を注記3とし、同表第122号の9ア(ア)中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この号から第122号の13までにおいて「基準省令」という。）」を「基準省令」に改め、同表第122号の10ア中「前号のイ(ア)a」を「前号イ(ア)a」に改め、同号イ中「前号のイ(イ)a」を「前号イ(イ)a」に改め、同号ウ中「前号のイ(ウ)a」を「前号イ(ウ)a」に改め、同表第122号の11ア及びイを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。(ア)及び(イ)において同じ。)の住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（評価機関審査を受けた場合にあっては、7,000円）

(ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が2

00平方メートル以
内のもの 36,000
円

b 床面積の合計が2
00平方メートルを
超えるもの 40,0
00円

(イ) 基準省令第10条
第2号イ(2)及びロ(2)
に適合している一戸
建ての住宅又は複合
建築物の住宅部分に
係る認定を申請する
場合 次に掲げる当
該申請の対象である
一戸建ての住宅又は
複合建築物の住宅部
分の床面積の合計の
区分に応じ、それぞ
れ次に定める金額

a 床面積の合計が2
00平方メートル以
内のもの 19,000
円

b 床面積の合計が2
00平方メートルを
超えるもの 21,0
00円

イ 共同住宅等の用途に
供する建築物又は複合
建築物（住宅の戸数が
1戸のものを除く。以
下イ及びウにおいて同
じ。）の住宅部分の認定

を申請する場合（ウに掲げる場合を除く。）

当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物又は基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあつては、(ア)に定める金額）

(ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 71,000円
（評価機関審査を受けた場合にあつては、11,000円）

b 住宅の戸数が5戸以上15戸以内のもの 117,000円
（評価機関審査を受けた場合にあつては、22,000円）

c 住宅の戸数が16戸以上45戸以内のもの 199,000円

(評価機関審査を受けた場合にあっては、47,000円)

d 住宅の戸数が46戸以上のもの 284,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、82,000円)

(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 71,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、11,000円)

b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 117,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、22,000円)

c 床面積の合計が2,000平方メートル

ルを超え5,000平方メートル以内のもの 199,000円
(評価機関審査を受けた場合にあっては、47,000円)

d 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの
284,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、82,000円)

別表第122号の11ウ中「一の」を削り、「を単位として」を「又は複合建築物の非住宅部分の」に改め、同号ウ(ア)及び(イ)中「当該申請に係る建築物エネルギー消費性能が」を削り、「旨の」を「住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る」に改め、「の建築物」の次に「又は複合建築物の非住宅部分」を加え、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物に

あつては、(ア)に定める
金額)

(ア) 次に掲げる当該申
請の対象である共同
住宅等又は複合建築
物の住宅部分の戸数
の区分に応じ、それ
ぞれ次に定める金額

a 住宅の戸数が2
戸以上4戸以内の
もの 35,000円
(評価機関審査を
受けた場合にあつ
ては、11,000円)

b 住宅の戸数が5
戸以上15戸以内の
もの 59,000円
(評価機関審査を
受けた場合にあつ
ては、22,000円)

c 住宅の戸数が16
戸以上45戸以内の
もの 105,000円
(評価機関審査を
受けた場合にあつ
ては、47,000円)

d 住宅の戸数が46
戸以上のもの 15
8,000円(評価機関
審査を受けた場合
にあつては、82,00
0円)

(イ) 次に掲げる当該申
請の対象である共同

住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 35,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、11,000円）
- b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 59,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、22,000円）
- c 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 105,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、47,000円）
- d 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 158,000円（評価機関審査を受けた場

合にあっては、82,000円)

別表第122号の11注記1を削り、同号注記2中「住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として」を「複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。)の全体の」に改め、「それぞれの部分につき」を削り、「ウ」を「エ」に改め、同号注記2を同号注記1とし、同号注記3中「共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として」を「複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。)の全体の」に改め、「それぞれの部分につき」を削り、「ウ」を「エ又はウ及びエ」に改め、同号中注記3を注記2とし、注記4を削り、注記5を注記3とし、注記6を注記4とし、同表第122号の12ア中「1戸又は」を削り、同号イ及びウを次のように改める。

イ 一戸建ての住宅又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。(ア)及び(イ)において同じ。)の住宅部分の変更認定を申請する場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(評価機関審査を受けた場合にあっては、7,000円)

(ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、そ

れぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 21,000円

b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 23,000円

(イ) 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 13,000円

b 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 14,000円

ウ 共同住宅等の用途に供する建築物又は複合

建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。以下ウ及びエにおいて同じ。）の住宅部分の変更認定を申請する場合（エに掲げる場合を除く。）当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物又は基準省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあつては、(ア)に定める金額）

- (ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- a 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 41,000円
（評価機関審査を受けた場合にあつては、11,000円）
 - b 住宅の戸数が5戸以上15戸以内のもの 70,000円
（評価機関審査を

受けた場合にあっては、22,000円)

c 住宅の戸数が16戸以上45戸以内のもの 123,000円
(評価機関審査を受けた場合にあっては、47,000円)

d 住宅の戸数が46戸以上のもの 183,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、82,000円)

(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 41,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、11,000円)

b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 70,000円(評

価機関審査を受けた場合にあっては、22,000円)

c 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 123,000円
(評価機関審査を受けた場合にあっては、47,000円)

d 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの
183,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、82,000円)

別表第122号の12オ中「注記5及び注記6」を「注記3及び注記4」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「一の」を削り、「を単位として」を「又は複合建築物の非住宅部分の」に改め、同号エ(ア)及び(イ)中「当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が」を削り、「旨の」を「住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る」に改め、「の建築物」の次に「又は複合建築物の非住宅部分」を加え、同号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を

申請する場合 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額（住戸以外の部分を有さない建築物にあつては、(ア)に定める金額）

(ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 住宅の戸数が2戸以上4戸以内のもの 23,000円
（評価機関審査を受けた場合にあつては、11,000円）

b 住宅の戸数が5戸以上15戸以内のもの 40,000円
（評価機関審査を受けた場合にあつては、22,000円）

c 住宅の戸数が16戸以上45戸以内のもの 76,000円
（評価機関審査を受けた場合にあつては、47,000円）

d 住宅の戸数が46戸以上のもの 120,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、82,000円）

(イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 23,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、11,000円）

b 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 40,000円（評価機関審査を受けた場合にあっては、22,000円）

c 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 76,000円

(評価機関審査を受けた場合
あつては、47,000円)

- d 床面積の合計が
5,000平方メートルを超えるもの
120,000円(評価機関
審査を受けた場合
あつては、82,
000円)

別表第122号の12注記1を削り、同号注記2中「住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として」を「複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。)の全体の」に改め、「それぞれの部分につき」を削り、「エ」を「オ」に改め、同号注記2を同号注記1とし、同号注記3中「共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として」を「複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。)の全体の」に改め、「それぞれの部分につき」を削り、「エ」を「オ又はエ及びオ」に改め、同号中注記3を注記2とし、注記4を削り、注記5を注記3とし、注記6を注記4とし、同表第131号中「宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。以下この号及び次号において「令和4年改正宅造法」という。)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる令和4年改正宅造法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。次号において「旧宅造法」という。)」に改め、同表第131号の2中「宅地造成等規制法」を「令和4年改正宅造法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる旧宅造法」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第131号及び第131号の2の改正規定は、令和5年5月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第122号の7、第122号の8、第122号の11及び第122号の12の規定は、この条例の施行の日以後に請求される事務に係る手数料について適用し、同日前に請求された事務に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正により、住宅部分の熱の損失の防止に関する誘導基準等が新設されたことに伴い、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等の区分を追加するとともに、宅地造成等規制法の一部改正に伴うもののほか、所要の改正を行うためであります。

小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 21 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

小樽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定
める条例（平成 26 年小樽市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「同法第 2 条第 2 号」を「同条第 2 号」に改める。

附則第 2 項中「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ど
も・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則
の一部を改正する内閣府令（令和 3 年内閣府令第 53 号）」を「特定教育・保育
施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に
関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 4 年内閣府令第 65 号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、基準内閣府令の一部改正に伴い、改正後の基準
内閣府令のとおり適用することにより、児童福祉法の一部改正による児童の懲
戒の廃止に伴う改正を反映させるとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 21 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小樽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年小樽市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「家庭的保育事業等事業者」を「家庭的保育事業者等」に、「同法第 2 条第 2 号」を「同条第 2 号」に改め、同条第 2 項中「家庭的保育事業等事業者」を「家庭的保育事業者等」に改める。

附則第 2 項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 55 号）」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 175 号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、基準省令の一部改正に伴い、改正後の基準省令

のとおり適用することにより、家庭的保育事業者等に対し、自動車の運行時に利用乳幼児の所在確認を義務付けるなどの措置を講ずるとともに、児童福祉法の一部改正による児童の懲戒の廃止に伴う改正等を反映させるほか、所要の改正を行うためであります。

小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 21 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

小樽市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年小樽市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「同法第 2 条第 2 号」を「同条第 2 号」に改める。

附則第 2 項中「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 21 号）」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 175 号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、基準省令の一部改正に伴い、改正後の基準省令のとおり適用することにより、放課後児童健全育成事業者に対し、自動車の運行時に利用児童の所在確認を義務付けるなどの措置を講ずるとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 21 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小樽市国民健康保険条例（昭和 34 年小樽市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「40 万 8,000 円」を「48 万 8,000 円」に改める。

第 16 条第 1 項第 1 号中「100 分の 45」を「100 分の 43」に改め、同項第 2 号中「100 分の 32」を「100 分の 33」に改め、同項第 3 号ア中「100 分の 23」を「100 分の 24」に改める。

第 16 条の 6 の 5 第 1 項第 1 号中「100 分の 45」を「100 分の 43」に改め、同項第 2 号中「100 分の 32」を「100 分の 33」に改め、同項第 3 号ア中「100 分の 23」を「100 分の 24」に改める。

第 16 条の 6 の 10 中「20 万円」を「22 万円」に改める。

第 16 条の 11 第 1 項第 1 号中「100 分の 45」を「100 分の 43」に改め、同項第 2 号中「100 分の 32」を「100 分の 33」に改め、同項第 3 号中「100 分の 23」を「100 分の 24」に改める。

第 18 条第 1 項中「1 日」の次に「(納付通知書(これに準ずるものを含む。)を送付した月にあつては、当該納付通知書が送達された日)」を加える。

第 21 条第 1 項第 2 号中「28 万 5,000 円」を「29 万円」に改め、同項第 3 号中「52 万円」を「53 万 5,000 円」に改める。

第27条の3第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の小樽市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に出産する被保険者に係る出産育児一時金の支給額について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給額については、なお従前の例による。

3 前項に規定するもののほか、新条例（第18条第1項及び第27条の3第2項を除く。）の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、健康保険法施行令の一部改正に準じ、出産育児一時金の支給額を引き上げるとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、後期高齢者支援金等賦課限度額を改定し、及び低所得者の保険料の軽減措置に係る判定所得を引き上げるほか、保険料の賦課割合の変更及び所要の改正を行うためであります。

小樽市介護保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 21 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市介護保険条例の一部を改正する条例

小樽市介護保険条例（平成 12 年小樽市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「1 日」の次に「(納入通知書（これに準ずるものを含む。）を送付した月にあつては、当該納入通知書が送達された日)」を加える。

第 6 条第 3 項中「政令第 39 条第 1 項第 1 号から」を「同項第 1 号から」に改める。

第 11 条に次の 1 号を加える。

(5) 第 1 号被保険者が法第 63 条の刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に 1 月を超えて拘禁されたとき。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 11 条の規定は、令和 5 年度以後の年度分の保険料の減免について適用し、令和 4 年度分までの保険料の減免については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、国からの通知を踏まえ、刑事施設等に一定期間拘禁された者を保険料の減免対象に追加するとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市事業内職業訓練センター条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 1 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市事業内職業訓練センター条例の一部を改正する条例

小樽市事業内職業訓練センター条例（昭和 4 4 年小樽市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「小樽市東雲町 9 番 1 2 号」を「小樽市奥沢 5 丁目 3 番 1 号」に改める。

第 8 条第 2 号中「き損し」を「毀損し」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、小樽市公共施設再編計画に基づき、事業内職業訓練センターを移転するとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市道路占用条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 1 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市道路占用条例の一部を改正する条例

小樽市道路占用条例（昭和 2 8 年小樽市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

別表占用料の欄中

6 3 1
9 9 1
1, 3 7 5
5 7 6
9 2 1
1, 2 7 5
5 1
5
3
5 1 1
3 2 1
1, 0 3 1
4 3 5
4 9 5

を

5 7 0
8 7 0
1, 2 0 0
5 1 0
8 1 0
1, 1 0 0
5 1
5
3
4 9 0
3 0 0
1, 0 0 0
4 2 0
4 9 5

に改め、

2, 5 2 5	1, 8 0 0
5 1 4	5 0 0
1, 0 3 1	1, 0 0 0

同表中

法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		2 4	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		3 0	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		4 8	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		6 5	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		1 0 9	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		1 3 0	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		2 6 1	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		3 2 1	
	外径が1メートル以上のもの		6 5 0	
	ガス管（道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第9条第1号ホに規定するものに限る。）	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	2 1
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		2 7
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		4 1
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		5 7
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		9 4
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		1 1 5
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		2 2 5
外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		2 8 5		
外径が1メートル以上のもの		5 7 8		

を

法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	2 1
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		3 0
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		4 5
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		6 1
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		9 1
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		1 2 0
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		2 1 0
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		3 0 0
	外径が1メートル以上のもの		6 1 0

に改め、同表占用料の欄中

9
7 3 0
4 6 0
2 7 0
1, 0 3 1
1, 0 3 1
Aに0.005 を乗じて得 た額
Aに0.008 を乗じて得 た額

1 0
8 1 0
5 1 0
3 0 0
1, 0 0 0
1, 0 0 0
Aに0.004 を乗じて得 た額
Aに0.006 を乗じて得 た額

を に改め、

Aに 0.01 を乗じて得 た額	Aに 0.007 を乗じて得 た額
1, 4 2 1	9 0 0
7 9 5	5 4 0
1, 0 3 1	1, 0 0 0
2 3	1 8
2 5 1	1 8 0

同表中

政令第7条 第1号に掲げ る物件	看板（アー チであるもの を除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1平方メー トルにつき 1月	2 5 1
		電柱等に添加するもの	表示面積 1平方メー トルにつき 1年	1, 7 6 6
		その他のもの		2, 5 2 5
	標識		1本につ き1年	8 2 1
	バス停標識			4 0 9
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時 的に設けるもの	1本につ き1日	2 3
		その他のもの	1本につ き1月	2 5 1
	幕（政令第 7条第4号に 掲げる工事用 施設であるも のを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時 的に設けるもの	その面積 1平方メー トルにつき 1日	2 3
		その他のもの	その面積 1平方メー トルにつき 1月	2 5 1
	アーチ	車道を横断するもの	1基につ き1月	2, 5 2 5
その他のもの		1, 2 4 6		
政令第7条 第4号に掲げ る工事用施設	工事用仮囲、足場、工事用詰所、工事用材	占用面積 1平方メー	2 5 1	

及び同条第5号に掲げる工事用材料	料、その他これに類するもの	トルにつき1月	
------------------	---------------	---------	--

を

道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1平方メートルにつき 1月	180
		電柱等に添加するもの	表示面積 1平方メートルにつき 1年	1,260
		その他のもの		1,800
	標識		1本につき 1年	810
	バス停標識			405
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき 1日	18
		その他のもの	1本につき 1月	180
	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積 1平方メートルにつき 1日	18
		その他のもの	その面積 1平方メートルにつき 1月	180
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき 1月	1,800
その他のもの		900		
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	工事用仮囲、足場、工事用詰所、工事用材料その他これらに類するもの	占用面積 1平方メートルにつき 1月	180	

に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後における占用に係る道路
占用料について適用し、同日前における占用に係る道路占用料については、
なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、道路法施行令の一部改正に準じ、第1種電柱等
の道路占用料を改定するとともに、所要の改正を行うためであります。

小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 21 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例
小樽市建築基準法施行条例（昭和 43 年小樽市条例第 16 号）の一部を次の
ように改正する。

第 22 条第 1 項中「。第 33 条第 2 項」を「。同項」に改める。

第 26 条中「、かつ、奥行」を「かつ奥行」に改める。

第 59 条第 1 項中「第 85 条第 5 項」を「第 85 条第 6 項」に改め、同条第
2 項中「第 85 条第 6 項」を「第 85 条第 7 項」に改める。

第 59 条の 2 第 1 項中「第 87 条の 3 第 5 項」を「第 87 条の 3 第 6 項」に
改め、同条第 2 項中「第 87 条の 3 第 6 項」を「第 87 条の 3 第 7 項」に改め
る。

第 60 条の 4 第 2 号中「若しくは第 13 項ただし書」を「、第 13 項ただし
書若しくは第 14 項ただし書」に改める。

第 60 条の 9 第 1 項中「第 13 項」を「第 14 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、建築基準法の一部改正に伴うもののほか、所要
の改正を行うためであります。

小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 1 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市営住宅条例の一部を改正する条例

小樽市営住宅条例（平成 9 年小樽市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 2 項中「、心身障害者向け公営住宅又は子育て世帯向け公営住宅（以下これらを「特定目的公営住宅」という。）」を「又は心身障害者向け公営住宅」に改め、同条第 3 項中「特定目的公営住宅」を「前 2 項に定めるもののほか、前項に規定する公営住宅及び子育て世帯向け公営住宅（以下これらを「特定目的公営住宅」という。）」に改める。

第 1 8 条の 2 第 1 項中「1 3 年」を「1 6 年」に改める。

別表第 1 公営住宅の部塩谷 B 住宅の項を削り、同部戸数合計の部分中「2, 8 7 2 戸」を「2, 8 1 2 戸」に改め、同表戸数総計の部分中「3, 0 6 2 戸」を「3, 0 0 2 戸」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、子育て世帯向け公営住宅の入居要件等を緩和するとともに、塩谷 B 住宅を用途廃止するためであります。

小樽市総合博物館条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 1 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市総合博物館条例等の一部を改正する条例

(小樽市総合博物館条例の一部改正)

第 1 条 小樽市総合博物館条例（平成 1 8 年小樽市条例第 6 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号中「き損し」を「毀損し」に改める。

第 8 条第 1 項中「第 2 0 条」を「第 2 3 条」に改める。

(市立小樽文学館条例の一部改正)

第 2 条 市立小樽文学館条例（昭和 5 3 年小樽市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 号中「き損し」を「毀損し」に改める。

第 8 条第 1 項中「第 2 0 条」を「第 2 3 条」に改める。

(市立小樽美術館条例の一部改正)

第 3 条 市立小樽美術館条例（昭和 5 4 年小樽市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 号中「き損し」を「毀損し」に改める。

第 1 6 条第 1 項中「第 2 0 条」を「第 2 3 条」に改める。

(小樽市旅館業法施行条例の一部改正)

第 4 条 小樽市旅館業法施行条例（平成 1 2 年小樽市条例第 1 9 号）の一部を

次のように改正する。

第6条第1項第2号中「第29条」を「第31条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、博物館法の一部改正に伴うもののほか、所要の改正を行うためであります。

工事請負変更契約について

旧色内小学校解体工事の請負変更契約を次のように締結する。

令和 5 年 2 月 2 1 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

1 工 事 名 称 旧色内小学校解体工事

2 契 約 金 額

変 更 前 1 億 7, 8 7 5 万円

変 更 後 1 億 8, 0 4 7 万 7, 0 0 0 円

3 契 約 の 相 手 方 小樽市緑 1 丁目 5 番 1 号

阿部・西條・みかみ共同企業体

代表者

阿部建設株式会社

工事請負変更契約について

忍路中央小学校校舎等耐震補強ほか改修工事の請負変更契約を次のように締結する。

令和 5 年 2 月 21 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 工 事 名 称 忍路中央小学校校舎等耐震補強ほか改修工事
- 2 契 約 金 額
 変 更 前 3 億 3, 4 4 0 万円
 変 更 後 3 億 4, 8 0 8 万 4, 0 0 0 円
- 3 契 約 の 相 手 方 小樽市若竹町 3 番 1 号
 近藤・小杉共同企業体
 代表者
 近藤工業株式会社

動産の取得について

次の物品を取得する。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 物 品 名 ロータリ除雪車（2. 2 m / 2, 3 0 0 t 級）その 1
- 2 取得価格 5, 1 3 7 万円
- 3 取 得 先 札幌市手稲区曙 5 条 5 丁目 1 番 1 0 号
株式会社 N I C H I J O

動産の取得について

次の物品を取得する。

令和 5 年 2 月 2 1 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 物 品 名 ロータリ除雪車（2. 2 m / 2, 3 0 0 t 級）その 2
- 2 取得価格 5, 1 3 7 万円
- 3 取 得 先 札幌市手稲区曙 5 条 5 丁目 1 番 1 0 号
株式会社 N I C H I J O

令和 5 年
小樽市議会

第 1 回 定 例 会

議案第 4 1 号

小樽市副市長の選任について

次の者を本市副市長に選任したいので、地方自治法第 1 6 2 条の規定により
議会の同意を求める。

令和 5 年 2 月 2 1 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

上 石 明

市道路線の認定について

市道路線を次のように認定する。

令和 5 年 2 月 2 1 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

路 線 名	起 点 終 点	重 要 な 経 過 地
樽川西循環分線	銭函 4 丁目 177 番 12 地先 銭函 4 丁目 190 番 5 地先	銭函 4 丁目 190 番 6 地先

市道路線の変更について

市道路線を次のように変更する。

令和 5 年 2 月 2 1 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

路 線 名	新旧 の別	起 点 終 点	重 要 な 経 過 地
潮見台小学校 東通線	旧	勝納町267番12地先 勝納町267番1地先 (実延長：150.18メートル)	勝納町267番13地先
	新	勝納町267番12地先 勝納町267番1地先 (実延長：140.91メートル)	勝納町267番13地先

小樽市非核港湾条例案

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 2 1 日提出

小樽市議会議員	丸	山	晴	美
同	酒	井	隆	裕
同	高	野	さ	くら
同	小	貫		元
同	川	畑	正	美

小樽市非核港湾条例

小樽市議会は、1982年6月28日核兵器廃絶平和都市宣言を行った。この宣言は、「いま、核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、日本国民は、世界唯一の被爆国民としてこれを積極的に実現する崇高な責務をおっている。小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。」とうたっている。

この宣言から40年を経過したが、核兵器は、今なお地球上に存在し、人類への脅威となっている。

この脅威に対し、被爆者をはじめ「核兵器のない世界」を求める世界各国と市民社会の多年にわたる共同の取組が結実し、2017年7月7日核兵器禁止を明文化した核兵器禁止条約が国連の会議で採択され、2021年1月22日に同条約が発効された。しかし、核保有国が条約を批准する動きは見られない。

また、核兵器搭載可能艦の日本への寄港及び非核三原則に反する核兵器の持込みを容認する核密約が存在する下での、小樽港への相次ぐ米国艦艇の寄港は、今後の小樽港の軍事利用・核兵器の持込みの危険を一層高めている。

小樽市民は、世界に開かれた国際観光都市の市民として、小樽市の平和の営みが、世界の平和に通ずる確かな道であることを確認し、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させるため、ここに非核港湾行政の推進に関する基本原則を定める。

(目的)

第1条 この条例は、小樽市の平和が世界の平和とともにあることを自覚して、市と市民の不断の努力により、日本国憲法の平和主義と国の非核三原則及び地方自治の本旨にのっとり、積極的な非核港湾行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 核兵器 核分裂、核融合又はこれらを組み合わせた爆発的原子核反応によって放出される原子核エネルギーを用いて人を殺傷し、又は器物、建造物若しくは自然環境を破壊するものをいう。
- (2) 小樽港港湾区域 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第33条第2項において準用する法第4条第4項の規定により同意を得た水域（平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）をいう。
- (3) 港湾施設 法第2条第5項及び第6項に規定する港湾施設で市が管理するものをいう。

(非核港湾行政の推進)

第3条 市は、市の区域において、核兵器の製造、保有、持込み、通過及び使用に協力しない。

2 市は、小樽港港湾区域に入港する外国艦艇を保有する全ての国に対し、核兵器不搭載の証明書の提出を求める。

3 市は、前項の規定による証明書の提出がない外国艦艇の港湾施設の使用を認めない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、非核港湾行政の推進に関し必要な事項を定めるためであります。

令和 4 年度小樽市一般会計補正予算

令和 4 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 533 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 65,729,653 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

令和 5 年 3 月 1 6 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		千円 16,258,466	千円 70,444	千円 16,328,910
	1 国庫負担金	10,598,274	44,412	10,642,686
	2 国庫補助金	5,631,552	26,032	5,657,584
18 道支出金		4,622,764	△ 10,800	4,611,964
	2 道補助金	1,332,449	△ 10,800	1,321,649
21 繰入金		1,232,110	△ 59,111	1,172,999
	2 基金繰入金	1,223,682	△ 59,111	1,164,571
歳入合計		65,729,120	533	65,729,653

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		4,035,243	△ 8,122	4,027,121
	1 総 務 管 理 費	3,694,301	△ 308	3,693,993
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	92,884	△ 7,814	85,070
3 民 生 費		27,496,564	41,635	27,538,199
	1 社 会 福 祉 費	14,559,617	△ 106,374	14,453,243
	2 児 童 福 祉 費	5,708,339	148,604	5,856,943
	5 民 生 施 設 費	266,605	△ 595	266,010
4 衛 生 費		7,270,351	42,538	7,312,889
	2 保 健 所 費	3,210,936	42,538	3,253,474
6 農 林 水 産 業 費		140,652	△ 750	139,902
	1 農 林 業 費	127,652	△ 750	126,902
7 商 工 費		2,871,809	△ 98,993	2,772,816
	1 商 工 費	2,871,809	△ 98,993	2,772,816
9 消 防 費		406,355	△ 5	406,350
	1 消 防 費	406,355	△ 5	406,350
10 教 育 費		2,947,933	24,230	2,972,163
	1 教 育 総 務 費	124,766	△ 210	124,556
	2 小 学 校 費	1,207,796	△ 1,151	1,206,645
	3 中 学 校 費	460,264	△ 646	459,618
	4 学 校 給 食 費	506,552	26,237	532,789
歳 出 合 計		65,729,120	533	65,729,653

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
民生費	児童福祉費	子育て世帯応援 クーポン券事業費	千円 168,000
教育費	学校給食費	学校給食原材料費等 支援事業費	27,337